

21松建第198号  
平成21年4月1日

関係各位

松浦市長 友 広 郁 洋  
(公印省略)

松浦市建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について(改訂)

松浦市建設工事標準請負契約書第25条第5項の規定(単品スライド条項)について、平成20年7月1日付け20松建第480号並びに平成21年1月5日付け21松建第7号で、その適用を行っているところですが、昨今の資材価格の動向(鋼材類及び燃料油の価格下落)に鑑み、下記のとおり改訂することとしましたので、お知らせします。

なお、詳細な適用資材や詳細なスライド額算定方法を定めた運用については、後日、お知らせします。

記

1. 適用品目

鋼材類 (鉄筋・形鋼・鋼板等)  
燃料油 (ガソリン・軽油・重油)  
アスファルト類 (合材・乳剤・ストレートアスファルト・改質アスファルト等)

2. 各適用品目の適用年月日

鋼材類……………平成20年7月1日  
燃料油……………平成20年7月1日  
アスファルト類…平成21年1月5日

3. 対象となる工事

適用品目を含む工事で、かつ、以下の①～③の全てに該当する工事

- ①契約工期の工期末が適用年月日以降の工事
- ②請負代金額250万円以上の工事
- ③工期末の60日前までに同条項に基づく請負代金額変更の請求がなされた工事

#### 4. 対象としない工事部分

同条項に基づく請負代金額変更の請求日以前に既済部分検査が完了している工事部分

#### 5. スライド額の算定方法

##### (1) スライド額算定の対象とする品目の判定

###### ①鋼材類

鋼材類に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、鋼材類をスライド額算定の対象品目とする。

###### ②燃料油

燃料油に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、燃料油をスライド額算定の対象品目とする。

###### ③アスファルト類

アスファルト類に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、アスファルト類をスライド額算定の対象品目とする。

##### (2) スライド額の算定式

###### ①対象品目の変動額の計が増額（プラス）側でかつ請負代金額の1%を上回る場合

鋼材類の変動額（※（1）①で鋼材類が対象品目となる場合）
+ 燃料油の変動額（※（1）②で燃料油が対象品目となる場合）
+ アスファルト類の変動額（※（1）③でアスファルト類が対象品目となる場合）
- 請負代金額の1%
-----
= スライド額

###### ②対象品目の変動額の計が減額（マイナス）側でかつ請負代金額の1%を上回る場合

鋼材類の変動額（※（1）①で鋼材類が対象品目となる場合）
+ 燃料油の変動額（※（1）②で燃料油が対象品目となる場合）
+ アスファルト類の変動額（※（1）③でアスファルト類が対象品目となる場合）
+ 請負代金額の1%
-----
= スライド額

#### 6. 本通知の適用年月日

本通知は、平成21年4月1日以降に請負代金額変更の協議を行う工事に適用する。

#### 7. その他

本通知の適用に伴い、以下の通知は廃止するものとする。

○平成20年7月1日付け20松建第480号

「松浦市建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について」

○平成21年1月5日付け21松建第7号

「松浦市建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について」